

○国土交通省告示第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二十三第一項第三号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣 羽田雄一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第一条の二十三第一項第三号の船舶を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（以下「検査規則」という。）第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶は、第二議定書（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によって改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約附属書VI第二規則第二十五項から第三十五項までに規定する船舶以外の船舶（検査規則第一条の二十三第一項第一号及び第二号に掲げる船舶を除く。）とする。

